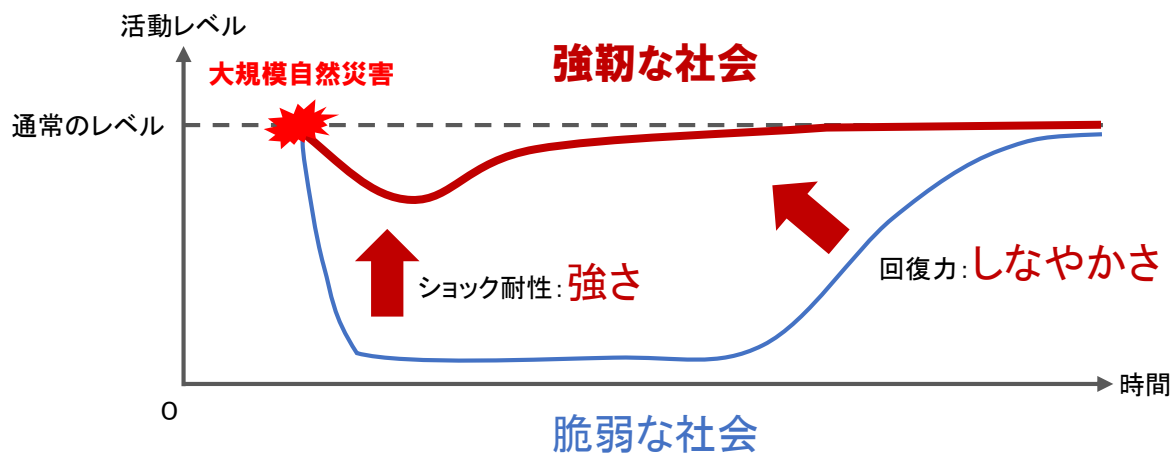


松本市国土強靱化地域計画の 見直しについて

第1回 松本市国土強靱化地域計画 検討委員会
令和3年10月7日

大規模自然災害等に備えるため、

事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組として計画的に実施し、**強靱な国づくりと地域づくりを推進するもの**



(参考)

- 「防災」は、地震や洪水などの「リスク」を特定し、「そのリスクに対する対応」をとりまとめるもの
- 「国土強靱化」は、あらゆるリスクを見据えつつ、どんな事が起ころうとも最悪な事態に陥る事が避けられるような「強靱」な行政機能や地域社会、地域経済を事前につくりあげていこうとするもの

公共施設の保全・更新や、地域における見守り活動の支援など、強靱化につながる平時からのハードとソフトの取組を幅広く位置づけた、まちづくりの方向性を示す計画

(参考1)

国土強靱化地域計画と地域防災計画の比較

国土強靱化地域計画

社会経済システムの強靱化

⇒災害に強いまちづくり計画

- ・ 行政機能
- ・ 交通・物流
- ・ エネルギー供給
- ・ ライフライン など

- ・ 災害予防
- ・ 迅速な復旧・復興体制整備
- ・ 応急体制整備

地域防災計画

応急・復旧・復興対策

⇒災害対応策をまとめた計画

- ・ 組織体制
- ・ 役割分担 など

発災前

災害

発災後

(参考2)

国土強靱化地域計画の策定状況※

- ・ 都道府県 47/47
- ・ 市町村 1,435/1,741

(参考3)

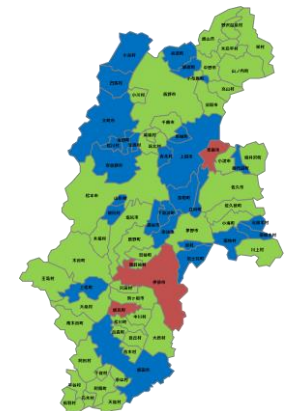
県内市町村の状況※

- ・ 策定済 49/77
- ・ 改訂済 3/77

未策定

策定済

改訂済



※令和3年9月1日現在

- ・地方公共団体は、国土強靱化に関し施策を策定・実施する責務があり(法第4条)、松本市では平成27年5月に、法第13条の規定に基づき策定(任意)

経過

| | |
|-------------|-----------------------|
| H25. 12. 21 | 国土強靱化基本法施行 |
| 26. 8. 22 | 松本市が内閣官房のモデル調査実施団体に選定 |
| 27. 5. 11 | 松本市国土強靱化地域計画策定 |
| 27～ | 毎年、地域計画の進捗管理を実施 |

- ・国の国土強靱化基本計画との調和を求められる(法第14条)ため、国の計画を参考に次の項目で構成

| 松本市 | 松本市の設定の考え方 | (参考)国 |
|---------------|---------------|-----------------|
| 基本目標 | 国の基本計画を踏まえて設定 | 基本目標 |
| 計画期間なし | 随時見直すため | 計画期間おおむね5年 |
| 想定するリスク | 地域の実情を踏まえて設定 | 想定するリスク |
| 事前に備えるべき目標 | 国の基本計画を踏まえて設定 | 事前に備えるべき目標 |
| 起きてはならない最悪の事態 | 国の基本計画を踏まえて設定 | 起きてはならない最悪の事態 |
| 施策分野 | 地域の実情を踏まえて設定 | 施策分野 |
| 施策 | 担当課で設定 | 施策 |
| 脆弱性評価の結果 | 担当課で設定 | 脆弱性評価の結果 |
| 推進方針 | 担当課で設定 | 推進方針 |
| 重点業績指標 | 担当課で設定 | 重点業績指標 |
| 重点化、優先順位付け | 地域の実情を踏まえて設定 | 重点化、優先順位付け |
| 事業 | 担当課で設定 | なし(別冊「年次計画」に掲載) |

●見直し理由

- ・ 策定から6年が経過。進捗管理対象35事業のうち、13事業が完了
- ・ 近年の災害の教訓を踏まえ、豪雨災害等災害リスクに対する施策の見直しが必要
- ・ 災害時における新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた施策の見直しが必要

●見直しの視点

①現計画の施策の実施結果

- ・ 進捗管理を行う中で必要に応じて見直すとしている
- ・ 施策の実施結果 現計画振返り資料1-1
- ・ 施策(事業)進捗状況 現計画振返り資料1-2

 概ね順調のため、現計画を踏襲した見直しとした

②国土強靱化を取り巻く社会経済情勢等の変化

- ・ 気候変動による降雨量の増加等自然災害リスクの高まり
- ・ 令和2年7月豪雨災害 → 新型コロナウイルス感染症の影響下での災害対応
- ・ 令和元年東日本台風 → 避難行動に課題、避難指示に一本化など
- ・ 熊本地震 → 避難所運営、支援物資、受援等に課題
- ・ 2050年までのカーボンニュートラル(国)、ゼロカーボンシティ(市)の実現を目指す
- ・ デジタル化の加速など技術の進展

 現計画策定以降に発生した災害からの教訓、社会経済情勢の変化等を施策の見直しに反映した

③他の計画との調和

- ・県計画の策定を踏まえて計画を見直すとしている
- ・国計画との調和を求められている(法第14条)
- ・市の最上位計画である松本市総合計画と連携が必要

➡ 計画全体に渡って、他の計画との調和・連携を考慮した

●長野県強靱化計画

- ・平成28年3月 第1期計画策定
- ・平成30年3月 第2期計画策定

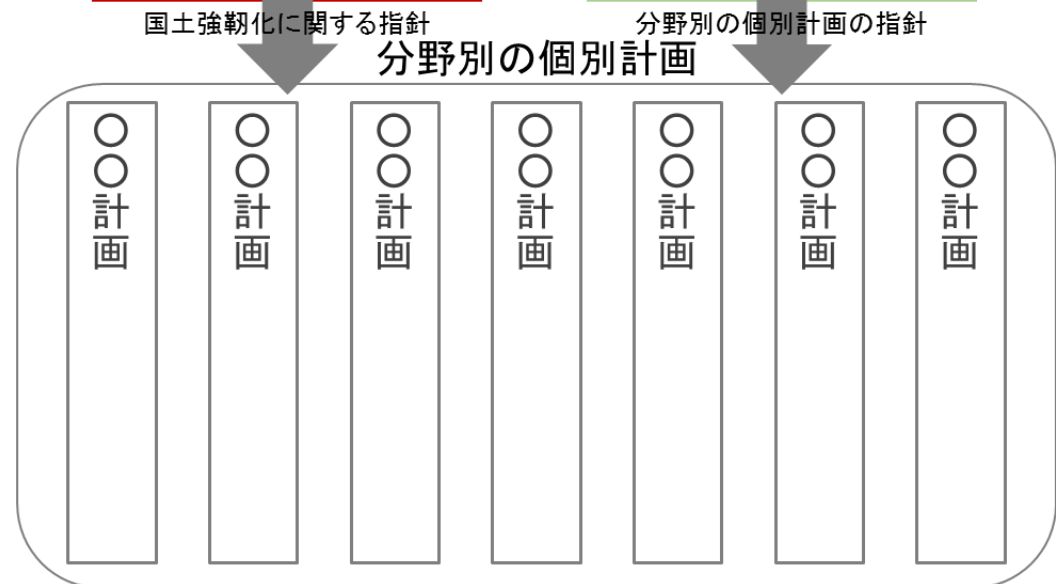


●国土強靱化基本計画


- ・平成26年3月 策定
- ・平成30年12月 変更

●松本市総合計画

- ・令和3年3月 基本構想2030 議決
- ・令和3年8月 第11次基本計画 策定



| 作業項目 | 資料 | 新計画との対応 |
|------------|-------------------------------|---------|
| 全体の枠組みを見直し | ・新計画検討資料2-1～2-4 ・検討結果資料3-1 | 第1章～第2章 |
| 施策の見直し | ・検討結果資料3-2 | 第2章～第3章 |
| プログラムの重点化 | ・新計画検討資料2-5 ・検討結果資料3-3 | 第4章 |



計画(素案)


| | | |
|-----|--------------|------------------|
| 第1回 | 幹事会(課長級) 9/1 | 検討委員会(外部委員) 10/7 |
|-----|--------------|------------------|



計画(案)

| | | |
|-----|----------------|-------------------|
| 第2回 | 幹事会(課長級) 10/26 | 検討委員会(外部委員) 11月上旬 |
|-----|----------------|-------------------|

| | |
|---------------|---------|
| 庁議(部長級)、市議会協議 | 11月、12月 |
| パブリックコメント | 1月 |



令和4年2月
計画変更予定